## ＜住宅用火災警報器について＞

問1 住宅用火災警報器※の設置義務の認知度（ $\mathrm{N}=199$ ）
※ 住宅用火災警報器は，火事による逃げ遅れを防ぐことを目的として，浜松市火災予防条例で住宅の寝室，階段などに，自費負担で設置することを義務付けている。


■ 住宅用火災警報器の設置義務の認知度については，「設置する義務があることを知っている」が約 9 割となっています。
■ 世代別にみると，若者の約8割，子育ての約9割が「設置する義務があることを知っている」と回答していますが，中高年•高齢者ではほとんどが「設置する義務があることを知っている」と回答しています。

問2 住まいについて（N＝199）



- 住まいについては，「一戸建て（持ち家•賃貸）」が約8割と最も多くなっています。
- 世代別にみると，世代が高くなるにつれて「一戸建て（持ち家•賃貸）」の割合が高くなっています。

問3 設置義務のある部屋などへの住宅用火災警報器の設置状況


■ 設置義務のある部屋などへの住宅用火災警報器の設置状況については，『設置している』（「設置している」と「一部設置 している」の合計）が約8割となっています。
■ 世代別にみると，全ての世代で『設置している』が約8割となっています。

問4 設置している住宅用火災警報器が 10 年を経過しているかどうか（N＝163） （問3で「1 設置している」と「2 一部設置している」と回答した方）


－設置している住宅用火災警報器が 10 年を経過しているかどうかについては，『10年経過していない』（「交換後，10年経過 していない」と「当初設置から10年経過していない」の合計が約割となっています。
－世代別にみると，高龄者では約3割か「「10年経過した」と回答しています。
※ 住宅用火災警報器は，点検用のボタンを押す，またはひもを引っ張る（機種により点検方法は異なる）こと で，警報器から音が鳴るなどにより正しく動くか確認できる。音が鳴るなどの反応がない場合は，電池切れ や本体が故障している可能性があり，本体または電池を交換する必要がある。
確認したかどうか



- 最近6力月以内の住宅用火災警報器の作動確認については「確認した」が約2割となっています。
- 世代別にみると，世代が高くなるにつれて「確認した」の回答割合が高くなっています。

問6住宅用火災警報器の作動確認の結果（N＝34）
（問5で「1 確認した」と回答した方）

－住宅用火災警報器の作動確認の結果については，確認した方の約10割が「正しく動いた」と回答しています。

問7 動かなかった住宅用火災警報器の対処（ $N=1$ ）
（問6で「2 動かなかった」と回答した方）
設問 回答数

本体または電池を交換した
1

問8 住宅用火災警報器を動かないままにしている理由（N＝0） （問7で「2 交換していない」と回答した方）

## 該当者なし

問9 住宅用火災警報器を設置しない理由 （問3で「3 設置していない」と回答した方）


■ 住宅用火災警報器を設置しない理由については，「自分で設置することができない」が約5割と最も多い回答となって います。

